

# 移動期日前投票所の告示事項の取扱い

(令和5年9月8日 総務省自治行政局選挙部選挙課・管理課 事務連絡)

## 全国措置の内容

### 措置前

公職選挙法上、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合には、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）を告示しなければならない。

### 措置内容（取扱いの周知・明確化）

以下の内容を全国の選挙管理委員会事務局に対し通知

- ・ 移動期日前投票所の設置場所の告示について、必ずしも個人宅名を記載しなければならないものではなく、広く一般の選挙人が場所を特定できる形で場所の告示を行う。
- ・ 告示した場所に告示した時間に到着している者については、その者の介助等に時間を要し、告示した時刻を超過しても、投票管理者の下で投票させることとなる。ただし、次の場所で投票できる時間は告示どおり。
- ・ 設置を希望した選挙人が当日体調悪化等のために投票することが困難である場合、その自宅付近に設置された当該移動期日前投票所で必ず投票しなければならないものではない。ただし、告示した時間帯は当該移動期日前投票所を設置。

### 効果

移動が困難な障害者等の投票機会の拡大が期待される。

## 全国措置の概要

### ○個人宅名の省略（住所のみ）

住所 個人宅名  
09:00～09:20 つくば 2 - 1 - 3

### ○個人宅名の省略（目印となる施設等の名称と住所の一部）

※広く一般の選挙人が特定できる名称に限る

住所の一部 施設名称  
09:00～09:20 つくば 2 - 1 (つくば公園正門付近)

### ○告示した時間に到着している選挙人は投票終了まで対応

09:00～09:20 → 09:20を超えても投票終了まで対応

※次の場所には告示どおり投票所を設置する

### ○告示どおり投票所を設置

※設置を希望した選挙人が必ず投票しなければならないものではない  
※設置を希望した選挙人以外の投票も可能

09:30～09:50 A氏宅前  A氏  B氏 C氏